

プラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画の認定を取得 プラスチック製品はごみから“資源”に！

市は、さらなるごみ減量化・資源化に向けた新たな施策として、令和9年4月より、これまで「燃やせないごみ」として処理していたプラスチック製品を、新たに「製品プラスチック」の分別区分を設け、分別収集・再商品化を実施します。本事業の実施に向け、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第33条に基づく再商品化計画認定申請を行い、審査の結果、令和8年7月13日付で主務大臣（環境大臣および経済産業大臣）の認定を取得しました。

1 分別収集の目的

プラスチック製品を分別収集し、再商品化することで、ごみの減量化を図るとともに、プラスチック資源循環促進法の趣旨に沿った資源循環を一層推進し、限りある資源の有効利用や環境負荷の低減につなげます。また、再商品化計画認定の取得により、分別収集したプラスチック製品の再商品化工程を明確にし、安定的な事業の実施と、市民の皆さまに向けたリサイクルの見える化を推進してまいります。

2 再商品化量の見込み

令和9年度見込み：127トン

3 再商品化の実施方法

分別収集したプラスチック製品は、再商品化事業者により材料リサイクルします。

4 再商品化事業者

株式会社Ｊサーキュラーシステム（川崎市川崎区水江町5番地1）

5 今後の予定

令和9年度の事業実施に向けて、詳細な分別方法等については、12月に市内全戸に周知チラシの配布を予定しているほか、市ホームページ等でも順次お知らせします。

引き続きごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。